明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通二九）　一

○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令（同二〇）　一三

〔告　示〕

○全国家計構造調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務一四七）　一三

○平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委一）　四三

○無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示（国土交通四六〇）　四四

○無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示の一部を改正する告示（同四六一）　四七

〔公　告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続終了決定、製造たばこ小売定価、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第七条第二項に基づく使用の認定関係　四七

裁判所

破産、免責、再生関係　四八

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、国立研究開発法人森林研究・整備機構平成三十事業年度財務諸表、日本公認会計士協会第五十三期決算、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六七

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　七九

会社その他

会社決算公告　八〇

省令

○国土交通省令第二十九号

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十条第二項及び第五項、第百四条第一項、第三項及び第四項、第百三十二条第一号、第百三十二条の二第二号及び第三号、第百三十四条の三、第百三十七条第一項及び第二項、第百三十七条の二並びに第百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一